

次世代育成支援対策推進法に基づく 九州労働金庫の第3期行動計画

九州労働金庫は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような第3期行動計画を策定します。

1. 行動期間

2011年4月1日から2013年3月31日までの2年間

2. 内容

《目 標》

項 目	目 標
1. 育児支援	(1) 男性職員の配偶者出産休暇取得率 80%以上
	(2) 育児休職または育児時間取得率の向上 ① 職員の育児休職等取得率 90%以上 ② 男性職員 1 名以上の期間中取得
2. 働き方の見直し	(1) 連続休暇を含む年次有給休暇の取得促進 (年間取得 10 日以上を 2011 年度は 90%、2012 年度は 100%とする)
	(2) 毎週のノー残業デーの実施 (実施率を 2011 年度は 80%以上、2012 年度は 100%とする)
3. その他	(1) インターンシップの受入 (期間中に 2 度以上の受入) (2) 学生に対する金融に関する教育機会 (セミナー等) の提供 (各県 1 回以上)

《対 策》

- 2011年7月
制度取得促進へ向けた職員への周知徹底
- 2011年7月～
目標達成へ向けた月次・年次の点検・分析と定期的指導の実施
- 2011年8月～
インターンシップ受入や金融教育実施の具体的取組方法の提示と各県本部へ協力要請
- 2011年10月～
事務効率化の効果が期待できる改善メモの全店公開と自部署での活用促進